

平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
サンシャインシティ文化会館6階
株式会社アドバンスト・メディア
代表取締役会長兼社長 鈴木 清 幸

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
サンシャインシティ 文化会館7階 会議室704室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第19期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（31頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

以上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.advanced-media.co.jp/corp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

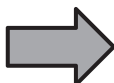
株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。

株主総会へご出席願えない場合は、以下の方法によっては是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵

送

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、お早めに到着しますようご投函ください。



インターネット

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただくことによっ
てのみ実施可能です。



行使期限 平成28年6月27日午後5時30分着まで

行使期限 平成28年6月27日午後5時30分まで

(1) 議決権行使のお取扱いについて

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(2) 議決権行使ウェブサイトについて

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日銀による各種政策の効果もあり、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調は維持される一方で、個人消費が低迷するなど足踏み状態が続くとともに、新興国を中心とした世界経済の減速により原油など資源価格の低迷や、年明け以降の円高や株価の下落などにより不透明感を強めてまいりました。

このような情勢のもと、当社グループは事業拡大の取り組みとして、「既存コアビジネスのさらなる成長」を第一の成長エンジン、「新規ビジネスの創生・M&A・海外事業」を第二の成長エンジンと位置付け、これら二つの成長エンジンの駆動で、飛躍的な売上増大を目指してまいりました。

そのような中、売上に関しましては、CTI事業部、医療事業部、クラウド事業部などと子会社を含めてほぼ全ての事業において増収した一方で、連結子会社の株式会社グラモの事業は減収したものの、音声事業の「稼ぐ力」が着実に向上した結果、グループ全体での売上高は2,291百万円（対前期比125.7%）となりました。

損益に関しましては、売上を伸ばす組織体制を構築しながらも、人員の増員配置計画の見直しや効率的に研究開発活動を行ったことなどにより販管費を前期水準並みにコントロールすることができ、営業損失は当初計画より赤字幅が縮小いたしました。また、経常損失は為替相場の大幅な変動により、主に当社が保有する米ドル建て預金の評価において為替差損が発生したことなどにより、当初計画を大幅に下回りました。さらに、第2四半期までに当社が保有する満期償還前の外国債券の全部を売却し、特別利益を計上するなど収益を押し上げることとなりましたが、個別財務諸表上の子会社（株式会社グラモ）株式の簿価を減損処理したことに伴い、のれんの追加償却を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は前期並みとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,291百万円（前期は売上高1,822百万円）、営業損失267百万円（前期は営業損失478百万円）、経常損失297百万円（前期は経常損失169百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は175百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失176百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は199百万円であり、主に社内の情報システムの構築、ソフトウェアの取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

子会社である株式会社グラモは、第三者割当増資による新株式を発行し、平成28年3月28日付にて200百万円の資金調達を行いました。なお、当社は、上記第三者割当に先立ち、3月25日付にて株式会社グラモに対する貸付金261百万円を株式化することにより同社の株式を追加取得しており、上記第三者割当後の当社の出資比率は69.07%となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、子会社である株式会社グラモの株式を追加取得しております。その内容は③資金調達の状況のとおりであります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第16期 (平成25年3月期)	第17期 (平成26年3月期)	第18期 (平成27年3月期)	第19期 (当連結会計年度 平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	1,573,286	1,566,593	1,822,747	2,291,212
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失 (△) (千円)	836,971	△243,764	△176,591	△175,645
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△)	54円85銭	△15円94銭	△11円09銭	△11円03銭
総 資 産 (千円)	4,987,192	6,363,015	6,552,864	6,277,980
純 資 産 (千円)	4,647,126	5,279,067	5,249,642	5,049,152

(注) 第17期において1株につき100株の株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益 (損失) 金額を算定していません。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第16期 (平成25年3月期)	第17期 (平成26年3月期)	第18期 (平成27年3月期)	第19期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	1,510,898	1,458,029	1,564,335	2,043,791
当期純利益または当期純損失 (△) (千円)	836,648	△227,747	△102,592	△328,403
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	54円83銭	△14円89銭	△6円44銭	△20円62銭
総 資 産 (千円)	4,986,890	6,374,793	6,557,790	5,973,550
純 資 産 (千円)	4,652,836	5,301,229	5,334,874	4,778,575

(注) 第17期において1株につき100株の株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(損失)金額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

① コアドメインのさらなる成長

各コアドメインにおいて、オンリーワンもしくはトップシェアの地位を確立してまいりました。今後も、既存製品およびソリューション型ビジネスのさらなる拡大を行い当社の圧倒的な地位を各分野で確立しながら、新たなサービス事業の創出を行うことで、月額課金モデルによる安定的な売上成長を実現してまいります。また、エンドサービス事業に取り組むことでターゲット顧客の裾野を拡げてまいります。

② 新規ビジネス開発およびM&A

スマートデバイスの普及にともなって音声認識技術を利用するシーンが増大し、一般社会にも一定の認知度が高まり、より身近な技術となってまいりました。また、今までは入力インターフェイスのひとつでしかなかった音声認識技術が、対話型の新たなコミュニケーションツールとして活用されはじめ、今後、音声認識技術の活用シーンはさらに拡大していくものと考えております。

そのような中、当社グループが未だ展開できていない新しい事業もしくは新しい市場の創造を積極的に行うことで、当社グループが能動的に音声認識技術の活用シーンを拡大させてまいります。これらは、当社グループ自らが実行および創造をしていくことと並行して、M&Aも積極的な選択肢として捉えてまいります。M&Aについては、M&A対象企業に音声認識技術を付加することで、当社グループとM&A対象企業の双方が企業価値を向上させるとともに、早期に新しい事業もしくは新しい市場を立ち上げるために実行してまいります。

③ 海外事業

当社グループの飛躍的な売上成長を牽引するために、国内だけに留まらず積極的な海外展開を実行してまいります。なかでも、市場規模が大きく成長スピードが早い中国市場の開拓を優先し早期に行ってまいります。

これらの海外展開においては、事業提携、資本提携等の戦略アライアンスを積極的に展開し、営業チャネルや顧客ベースの早期獲得、人的リソースの獲得などを行い早期に一定の事業規模へと成長させてまいります。

(4) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ・AmiVoice®を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」
- ・AmiVoice®を組み込んだアプリケーション商品を提供する「ライセンス事業」
- ・企業内のユーザや一般消費者へのサービスにAmiVoice®を提供する「サービス事業」

(5) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都豊島区
ビ ジ ネ ス 開 発 セ ン タ ー	大阪府大阪市中央区

② 子会社

A M I V O I C E T H A I C O . , L T D .	本社：Bangkok, Thailand
株 式 会 社 グ ラ モ	本社：東京都豊島区
G l a m o A m e r i c a , I n c .	本社：Nevada, U.S.A.
株 式 会 社 速 記 セ ン タ ー つ く ば	本社：茨城県取手市

(6) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
157 (32) 名	13 (6) 名増 (減)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
129 (19) 名	10 (6) 名増 (減)	38.0歳	5.78年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社および関連会社の状況
イ. 重要な子会社

社名	資本金	当社の出資比率 (%)	事業内容
AMIVOICE THAI CO., LTD.	27,000(千タイバツ)	100.00	音声認識ソリューションの開発および提供
株式会社グラモ	247,358千円	69.07	高機能学習リモコンおよびHEMS関連機器の開発・製造・販売
Glamo America, Inc.	10 (千米ドル)	69.07	高機能学習リモコンおよびHEMS関連機器の販売
株式会社速記センターつくば	10,000千円	100.00	文字起こし事業および会議録作成

ロ. 重要な関連会社

True Voice Company Limited	24,000(千タイバツ)	45.00	音声認識ソリューションの開発および提供
----------------------------	---------------	-------	---------------------

(注) 1. 当社は、平成28年3月25日付にて株式会社グラモに対する貸付金261百万円を株式化することにより同社株式を追加取得しておりますが、同社は平成28年3月28日付で第三者割当増資を行ったことにより、当社の出資比率は69.07%となっております。

2. 出資比率は間接保有も含めております。

- ③ その他
該当事項はありません。

(8) 主要な借入先および借入額（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,929,405株 |
| ③ 株主数 | 12,090名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 サ ン ・ ク ロ レ ラ	1,250,000	7.85
ウ ィ ズ ・ ア ジ ア ・ エ ボ リ ュ ー シ ョ ン フ ァ ン ド 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	628,205	3.94
有 限 会 社 H C I	560,000	3.52
鈴 木 清 幸	472,400	2.97
今 西 信 幸	280,000	1.76
村 上 青 史	219,800	1.38
東 邦 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	162,000	1.02
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	159,800	1.00
旭 産 業 有 限 会 社	157,600	0.99
山 口 憲 一	153,900	0.97

（注）持株比率は、自己株式（75株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

②その他新株予約権等に関する重要事項

イ. 平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	22個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②新株予約権の目的である株式の数は、本社債の元本総額を転換価額（転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額）で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	①新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ②転換価額は1株につき1,170円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日から平成31年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使条件はない。
社債の残高	770百万円

ロ. 平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

新株予約権の総数	90個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,520,000株 (新株予約権1個につき28,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき476,000円 (新株予約権の目的となる株式1株当たり17円)
新株予約権の払込期日	平成25年5月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,797円
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日から平成31年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使条件はない。

割当先	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
-----	--

ハ. 平成25年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した募集新株予約権

新株予約権の総数	4,890個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 489,000株（新株予約権1個あたり100株）
新株予約権の払込金額	1個あたり1,915円
新株予約権の払込期日	平成25年10月11日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,382.15円
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日から平成32年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、以下に定める条件を充足することを条件として、各権利行使条件に係る有価証券報告書が提出された日以降、それぞれ定められた割合の個数を上限として行使できるものとする。なお、行使可能な新株予約権の数に、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、下記「連結損益計算書」を「個別損益計算書」と読みかえるものとする。 i 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第17期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結損益計算書における営業利益の額にのれん償却額を合計した額が0円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、1%の割合の個数を上限として権利行使することができる。 ii 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）乃至第20期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の各事業年度に係る連結損益計算書における営業利益の額にのれん償却額を合計した額が、下記（i）及至（iii）に掲げる水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を上限として権利行使することができる。 （i）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が0円を超過した場合：行使可能割合5% （ii）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が5億円を超過した場合：行使可能割合80% （iii）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が10億円を超過した場合：行使可能割合100%

新株予約権の行使の条件	<p>②新株予約権者は、当社または当社子会社を退任もしくは退職をした場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。なお、新株予約権者が当社または当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④1個の新株予約権の一部行使は認めない。</p>																		
割当先	<table border="0"> <tr> <td>① 当社取締役</td> <td>4名</td> <td>800個</td> </tr> <tr> <td>② 当社監査役</td> <td>3名</td> <td>90個</td> </tr> <tr> <td>③ 当社従業員</td> <td>56名</td> <td>2,440個</td> </tr> <tr> <td>④ 当社子会社取締役</td> <td>1名</td> <td>1,500個</td> </tr> <tr> <td>⑤ 当社子会社従業員</td> <td>2名</td> <td>60個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66名</td> <td>4,890個</td> </tr> </table>	① 当社取締役	4名	800個	② 当社監査役	3名	90個	③ 当社従業員	56名	2,440個	④ 当社子会社取締役	1名	1,500個	⑤ 当社子会社従業員	2名	60個	合計	66名	4,890個
① 当社取締役	4名	800個																	
② 当社監査役	3名	90個																	
③ 当社従業員	56名	2,440個																	
④ 当社子会社取締役	1名	1,500個																	
⑤ 当社子会社従業員	2名	60個																	
合計	66名	4,890個																	

(注) 各新株予約権について、平成25年10月1日付にて実施した株式分割(1株を100株に分割)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数等を調整しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役兼社長	鈴木清幸		AMIVOICE THAI CO., LTD. Director
取締役	立松克己	経営管理部長	
取締役	藤田泰彦	情報システム部長	AMIVOICE THAI CO., LTD. President
取締役	堤満	事業本部長	
取締役	松村淳		株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役
取締役	飯野智		株式会社グラモ取締役
常勤監査役	石川紘次		
監査役	向川寿人		向川公認会計士事務所代表
監査役	小林明隆		一番町国際法律特許事務所代表

- (注) 1. 取締役立松克己氏は平成28年3月18日付で子会社である株式会社グラモの取締役を退任しております。
2. 取締役松村淳氏および飯野智氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役石川紘次氏および向川寿人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は、監査役石川紘次氏および向川寿人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役の全員は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取（う）ち社外取締役	4 (-)	20,500 (-)
監（う）ち社外監査役	3 (2)	11,100 (9,300)
合 計	7	31,600

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 社外取締役については、報酬は支払っておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

取締役松村淳氏は株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役を兼務しており、当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の割り当てを行っているほか、同社は、当社の株式を一部保有しております。なお、取締役飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのファンド事業CIO兼投資運用部長を兼務しております。

取締役飯野智氏が取締役就任している株式会社グラモは当社の連結子会社であります。

監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役松村 淳	11	61.11	-	-
取締役飯野 智	17	94.44	-	-
監査役石川 紘次	18	100.00	12	100.00
監査役向川 寿人	14	77.78	12	100.00

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役松村淳氏および飯野智氏は、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かした経営に関する発言および助言を行っております。

監査役石川紘次氏は、取締役会において、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

監査役向川寿人氏は、取締役会において、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言および提言を行っております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 きさらぎ監査法人

(注) 当社の会計監査人であった海南監査法人は、平成27年6月25日開催の第18回定時株主総会集結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	17,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、取締役その他社内関係部署の意見も聴取した上で、相当と判断し、同意をしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるAMIVOICE THAI CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の、外国において公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス規程を定め、単なる法令順守にとどまらず、法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針とし実践する。

取締役は、コンプライアンス担当役員を中心に当社および関係会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令順守の浸透に努める。

コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス担当役員のもとでコンプライアンス体制の整備を行うとともに、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を当社子会社も含めた全役職員に実施し周知徹底を図る。

コンプライアンス経営の強化に資することを目的として制定した公益通報者保護法に基づく規程により、当社グループの組織的または個人的な法令違反行為等を適切に処理する体制構築と周知を図る。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、適切に保存ならびに管理を行う。また、必要に応じて外部保管機関の利用なども視野に入れ、より安全かつ効率的な保存方法と保存期間を設定する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置する。

リスクその他の重要情報の適時開示を果すため、取締役会は直ちに報告すべき重要情報の基準および開示基準を審議する。

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、利益相反取引、子会社および関係会社との重要な取引等、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会の決議を要する。

代表取締役、コンプライアンスおよびリスク管理担当役員は、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行う。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、適宜、臨時に開催し、法令、定款および社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理および監査等を行う。

各取締役は役員規程および業務分掌規程等に基づき業務を執行し、随時、必要な決定を行う。また、当社グループの業務執行の効率性を高めるため、必要に応じて権限体系および決裁方法を見直し、当社子会社に当社の職務執行体制に準拠した体制を構築させる。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社ごとに管理担当責任者を選任し、管理担当責任者は、関係会社管理規程に基づき、適宜、当社への決裁および報告を行う。また、当社グループは、定期的に当社グループ間の個別の会議や報告会を開催し、当社への報告を行う。さらに、当社は、当社の各担当部署および当社子会社が内部統制システムを整備するよう指導し、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとする。また、当該使用人については、取締役からの独立性を十分に確保する。当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、内部規程に沿って監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

- ⑦ 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の会議において業務執行状況の報告を行う。当社グループの役員は、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼし、または発生する恐れがあるときおよび職務遂行に関する法令違反または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告することとする。また、監査役に報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、不利益な取り扱いを受けないよう、公益通報者保護法に基づく規程に基づき通報者等の保護を図ることとし、その旨を当社グループに周知徹底する。

監査役は、必要に応じて当社グループの役職員に対し業務執行に関する事項について報告を求めることができ、当社グループの役職員は、監査役から報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会の監査計画に基づき、監査が効率的かつ実効的に行えるよう、各部署の協力体制と内部監査部門との連携体制を構築する。

監査役会は、監査の実施のために必要なときは、自らの判断により外部の専門家を活用することができる。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算措置を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は上記体制および基本方針を社内に周知させるとともに、同体制および基本方針に基づき、当社および子会社の内部統制システムに関連する社内規程を整備し、運用しております。

コンプライアンスについては、役職員に対し全社ミーティングや個別の研修を通じ、啓蒙を行っております。

リスク管理については、リスク管理規程に基づき、四半期毎には取締役社長を中心とするリスク管理委員会を開催し、定期的リスクの検証を行っております。

内部監査部門は年間の監査計画に基づき、当社および子会社の各業務プロセスの評価・分析を行い、その結果を取締役および監査役に報告しております。

取締役は業務執行の効率性を高めるべく、社内規程を見直し、決裁方法および意思決定プロセスの改善に取り組みました。また、取締役と監査役会は、取締役会に加え随時ミーティング等を行っており、頻繁に情報交換を行っているほか、内部監査部門、会計監査人とも適宜連携が図れる体制となっております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は企業価値および株主価値を向上させ、市場から適正な評価を頂くことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
＜資産の部＞		＜負債の部＞	
流動資産	5,044,701	流動負債	430,463
現金及び預金	4,052,631	買掛金	133,526
受取手形及び売掛金	827,981	未払金	81,570
商品及び製品	41,722	未払法人税等	20,867
仕掛品	9,295	前受金	115,525
原材料及び貯蔵品	26,500	その他	78,973
未収入金	7,482	固定負債	798,363
その他	83,712	社債	770,000
貸倒引当金	△4,624	資産除去債務	7,411
固定資産	1,233,278	繰延税金負債	20,952
有形固定資産	64,676	負債合計	1,228,827
建物	8,323	＜純資産の部＞	
その他	56,352	株主資本	4,751,791
無形固定資産	238,151	資本金	4,973,097
ソフトウェア	216,726	資本剰余金	3,982,452
ソフトウェア仮勘定	8,323	利益剰余金	△4,203,656
のれん	12,986	自己株式	△102
その他	115	その他の包括利益累計額	42,361
投資その他の資産	930,450	その他有価証券評価差額金	47,519
投資有価証券	398,564	為替換算調整勘定	△5,158
敷金及び保証金	86,947	新株予約権	52,204
長期前払費用	357,746	非支配株主持分	202,796
その他	87,192	純資産合計	5,049,152
資産合計	6,277,980	負債純資産合計	6,277,980

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,291,212
売上原価		889,294
売上総利益		1,401,917
販売費及び一般管理費		1,669,519
営業損失		267,602
営業外収益		
受取利息	17,522	
有価証券利息	9,827	
雑収入	1,601	28,951
営業外費用		
支払手数料	3,000	
持分法による投資損失	883	
為替差損	52,311	
貸倒引当金繰入額	△1,211	
投資事業組合運用損失	3,059	
雑損失	1,100	59,142
経常損失		297,793
特別利益		
投資有価証券売却益	193,403	193,403
特別損失		
のれん償却額	63,069	63,069
税金等調整前当期純損失		167,459
法人税、住民税及び事業税	8,185	8,185
当期純損失		175,645
親会社株主に帰属する当期純損失		175,645

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	4,625,148	流動負債	396,612
現金及び預金	3,775,784	買掛金	143,096
受取手形	3,488	未払金	63,084
売掛金	717,138	未払費用	14,250
商品及び製品	16,248	未払法人税等	18,484
仕掛品	8,010	前受金	111,756
原材料及び貯蔵品	17,241	預り金	6,078
前払費用	77,331	その他	39,860
未収入金	9,354	固定負債	798,363
その他	5,189	社債	770,000
貸倒引当金	△4,638	資産除去債務	7,411
		繰延税金負債	20,952
固定資産	1,348,402	負債合計	1,194,975
有形固定資産	61,429	<純資産の部>	
建物	8,323	株主資本	4,678,851
工具、器具及び備品	53,105	資本金	4,973,097
無形固定資産	224,906	資本剰余金	3,439,797
ソフトウェア	216,583	資本準備金	3,439,797
ソフトウェア仮勘定	8,323	利益剰余金	△3,733,941
投資その他の資産	1,062,066	その他利益剰余金	△3,733,941
投資有価証券	363,481	繰越利益剰余金	△3,733,941
関係会社株式	168,583	自己株式	△102
敷金及び保証金	85,072	評価・換算差額等	47,519
長期前払費用	357,736	その他有価証券評価差額金	47,519
その他	87,192	新株予約権	52,204
資産合計	5,973,550	純資産合計	4,778,575
		負債純資産合計	5,973,550

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,043,791
売 上 原 価		790,155
売 上 総 利 益		1,253,635
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,410,182
営 業 損 失		156,546
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20,106	
有 価 証 券 利 息	9,827	
受 取 配 当 金	13,000	
雑 収 入	11,688	54,621
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	3,000	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,059	
為 替 差 損	51,339	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△1,211	
雑 損 失	837	57,024
経 常 損 失		158,949
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	193,403	193,403
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	356,406	356,406
税 引 前 当 期 純 損 失		321,952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,450	6,450
当 期 純 損 失		328,403

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 野中 泰弘 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小谷 将也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 野中 泰弘 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小谷 将也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査役会活動計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び重要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社アドバンスト・メディア 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石 川 紘 次 ㊟

監査役（社外監査役） 向 川 寿 人 ㊟

監 査 役 小 林 明 隆 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	すざき きよゆき 鈴木清幸 (昭和27年1月13日)	平成9年12月 当社設立 代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） (重要な兼職の状況) AMIVOICE THAI CO., LTD. Director（現任）	472,400株
2	たてまつ かつみ 立松克己 (昭和39年11月8日)	平成15年7月 ㈱クリード入社 平成16年2月 同社総務部長 平成17年12月 当社入社 総務・人事部長 平成18年6月 当社取締役総務・人事部長 平成19年5月 当社取締役管理部長 平成22年2月 当社取締役経営管理部長 平成22年5月 当社取締役経営管理本部長 平成24年4月 当社取締役経営管理部長（現任） 平成25年9月 ㈱グラモ取締役	2,000株
3	ふじた やすひこ 藤田泰彦 (昭和35年4月28日)	平成10年10月 当社入社 開発本部長 平成12年6月 当社取締役開発本部長 平成19年10月 当社取締役技術部長 平成22年5月 当社取締役技術本部長 平成24年4月 当社取締役情報システム部長兼 海外事業部長 平成26年4月 当社取締役情報システム部長（現任） (重要な兼職の状況) AMIVOICE THAI CO., LTD. President（現任）	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式数 の株式数
4	つつみ みつる 堤 満 (昭和32年6月13日)	平成16年7月 (株)プライムオン取締役就任 平成18年11月 当社入社 平成19年10月 当社ソリューション事業部技術 グループ長 平成22年5月 当社開発本部長 平成24年4月 当社事業本部長 平成24年6月 当社取締役事業本部長(現任)	—
5	いの さとる 飯野 智 (昭和40年7月9日)	平成元年4月 (株)日立製作所入社 平成12年3月 CSKベンチャーキャピタル(株) 平成16年6月 同社取締役 平成22年9月 (株)ウィズ・パートナーズマネー ング・ダイレクター 平成25年5月 (株)ジーンテクノサイエンス取締 役(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任) 平成25年9月 (株)グラモ取締役(現任) 平成27年4月 (株)ウィズ・パートナーズファンド 事業CIO兼投資運用部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)グラモ取締役(現任)	—
6	かたやま りゅうたろう 片山 龍太郎 (昭和32年4月5日)	平成6年6月 マルマンゴルフ(株)代表取締役社 長 平成7年11月 (株)マルマン代表取締役社長 平成15年7月 (株)産業再生機構執行役員マネー ジングディレクター 平成18年10月 ジュリアーニ・パートナーズ在日 代表 平成22年9月 (株)ウィズ・パートナーズ エグゼ クティブアドバイザー 平成24年5月 (株)クリスティーズジャパン代表 取締役社長 平成28年5月 (株)ウィズ・パートナーズ顧問(現 任)	—

- (注) 1. 取締役候補者飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのファンド事業CIO兼投資運用部長を兼務しており、取締役候補者片山龍太郎氏は同社との間で顧問契約を締結しております。当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の割り当てを行っているほか、同社は当社の株式を一部保有しております。なお、他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者片山龍太郎氏は新任の取締役候補者であります。
3. 候補者飯野智氏および片山龍太郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、候補者飯野智氏は、当社の子会社である株式会社グラモの取締役を兼務しておりますが、業務執行は行っておりません。

4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
飯野智氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 候補者飯野智氏および片山龍太郎氏を社外取締役候補者とした理由
候補者飯野智氏および片山龍太郎氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためです。
6. 当社は候補者飯野智氏との間で会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で当該契約を継続します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、候補者片山龍太郎氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である、きさらぎ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成28年4月1日現在)

名 称	監査法人アヴァンティア	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町6階
沿 革	平成20年5月 設立 現在に至る	
概 要	出資金	60百万円
	構成人員 社員（公認会計士）	7名
	職員（公認会計士）	18名
	（公認会計士試験合格者）	9名
	（その他の職員）	11名
	合 計	45名
	関与会社（上場企業）	16社

(注) 監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人候補者とした理由
(公社)日本監査役協会の「会計監査人の選任基準に関する実務指針」をうけて当社監査役会で定めた「会計監査人の選定基準項目」に従い、会計監査法人の概要、経歴、監査実施体制、上場会社監査実績及び監査品質を高めるための内部管理体制さらには報酬の水準についても比較精査しました。その結果職務遂行能力、独立性等も含め総合的に勘案し適任と判断し選任を決議いたしました。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

ウェブサイト

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとしてVer. 5. 01SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとしてVer. 4. 0以降のAdobe®Acrobat®Reader®または、Ver. 6. 0以降のAdobe®Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe®Acrobat®Reader®およびAdobe®Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
サンシャインシティ 文化会館7階 会議室704室



交通 ■池袋駅東口

(JR山手線・埼京線・東北<宇都宮>線・高崎線、
地下鉄丸ノ内線・有楽町線・副都心線、西武池袋線、東武東上線) から徒歩15分

■東池袋駅

(地下鉄有楽町線) から徒歩8分